

事務連絡  
令和5年5月8日

訪問介護サービス事業所 管理者  
通所リハビリテーション事業所 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

## 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の 陽性者が発生した際の連絡について

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置付けの見直しにより、令和5年5月8日から季節性インフルエンザと同等の5類感染症に変更され、日常の基本的な感染対策については、個人や事業者による判断に委ねられることとなります。現在の主流であるオミクロン株は、感染力が非常に強いウイルスである状況に変わりはないことから、今後も日常における基本的な感染対策を行っていく必要があります。

感染状況の把握及び保健所等と連携した支援を可能とするため、介護サービス事業所におかれましては、当面の間、引き続き、従業者や利用者に陽性者が発生した場合、下記の連絡様式を用いて電子メール又はFAXによりご連絡ください。

連絡様式（別添）：「新型コロナウイルス感染症 陽性者発生連絡票」

- ※ 様式は従前のものから改めております。
- ※ 可能な限り電子メールでのご連絡をお願いいたします。

送信先：福祉局事業者指導課

メールアドレス：[shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp](mailto:shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp)

FAX：092-726-3328

### 【連絡様式掲載場所】

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > お知らせ >  
介護保険事業者等への通知関係（新型コロナウイルス感染症関連）  
<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyido/health/00/05/kaigonoticecorona.html>

福岡市 福祉局 事業者指導課  
施設指導係 TEL：092-711-4319  
在宅指導係 TEL：092-711-4257